

社会保険情報

公休日に資格取得？ 4月3日から勤務開始

健保


カレンダーを見ると、4月1日は土曜日（土日は当社の公休日）でした。正社員に関して、1日に入社した者の被保険者資格取得日は、就労を開始した3日にずれるのでしょうか。



報酬が発生する日から

健保法35条や厚年法13条では、適用事業所に「使用されるに至った日」から資格を取得するとしています。使用される日とは、事実上の使用関係が発生した日とされています（昭3・11・17社保発751号）。

通常、雇用契約開始日は勤務開始日と一致すると考えられますが、一致しない場合、報酬の支給開始を参考に事実上の使用関係が発生した日を決定します。

月給制の場合、「勤務開始前の期間の報酬が控除されるのであれば、労務の提供が開始され報酬支払の対象期間の初日が、事実上の使用関係の発生日とするのが妥当」（年金機構疑義紹介）としています。控除しないのが通常でしょう。

時給や日給制の場合は、公休日は労務の提供はなく報酬の支払はありません。公休日でなければ雇用契約開始日が勤務開始日と一致すると想定され、事実上の使用関係の発生日は勤務開始日となります。

立替え払いでできるか？ 治療用具の購入代金

健保


当社に慢性的な腰痛（私病）を抱える従業員がいます。健康保険では、病院や薬局で保険証を提示して、自己負担額を支払うのが一般的と思います。サポーターを自費で購入したときに費用の請求はできるのでしょうか。



医師の指示が前提に

健康保険では、病院など保険医療機関の窓口で保険証を提示して診療を受ける現物給付が原則です。療養の給付（健保法63条）といいます。

一方で、療養費（法87条）があります。これは、かかった医療費の全額を一時立替え払いし、あとで請求して払い戻しを受けるものです。たとえば、①就職後、保険証の交付を受けるまでの間に傷病にかかり、被保険者資格があることを証明できないため、自費で診療を受けたとき、②海外の医療機関で診療を受けたときなどが対象です。

そして、③治療用器具を医師の指示で作製し、装着した場合も含まれています。保険者がやむを得ないものと認めるときに支給されますが、③ではかかった費用の7割が必ず給付されるわけではなく、告示（平18・9・29厚労省告示528号）により定められた器具の価格を基準としてその一部が支給されます。